

◎新潟県告示第1107号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市法音寺字上出40、40の子、41、42の1、42の3、47、50の1、50の2、51の2、52から54まで、85から87まで、89、90、91の1、字アツ沢平55から58まで、字荊安平60、61、63から65まで、字荊西平62、字木稼平66から69まで、字徳利坂70から72まで、72の2、字小柳平73、字沢口80、82、字日影84の2、84の子、字愛宕山209、字鍛冶ヤ入213から223まで、226から228まで、字山ノ内237、字十二山258の1、字不動入672、673、藤原字元境内687、字左沢平692の1、田崎字城郡824

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）